

## GRIガイドライン(G4)対照表「一般標準開示項目」

GRI\*の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版」(G4)は、CSRに関する報告書のガイドラインとして、世界的に多くの企業が準拠しており、世界標準ともいえるものです。

JR東日本グループCSR報告書2016は、今年度より、このGRIの「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版」(G4)の「中核」に準拠しています。

※GRI:Global Reporting Initiativeの略称であり、CSRガイドラインづくりを目的とする国連環境計画(UNEP)の公認協力機関(NGO)

当報告書の一般標準開示項目への対応状況については、以下の通りです。

	指標	記載すべき主な事項	CSR報告書 2016 掲載箇所	
			WEB	
一般標準開示項目	戦略および分析			
	G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P4,5（トップメッセージ）	
	組織のプロフィール			
	G4-3	組織の名称	P3（会社概要）	
	G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	P126,127（JR東日本グループ事業概要）	
	G4-5	組織の本社の所在地	P3（会社概要）	
	G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載されている持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P74（世界へ羽ばたく事業展開）	
	G4-7	組織の所有形態や法人格の形態	P3（会社概要）	
	G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	P125（営業エリア（略図））	
	G4-9	以下の項目を含む組織の規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数</li> <li>総事業所数</li> <li>純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について）</li> <li>株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について）</li> <li>提供する製品、サービスの量</li> </ul>	P3（会社概要） P126,127（JR東日本グループ事業概要） P128（経営情報） P129（財務諸表）	
	G4-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約別および男女別の総従業員数</li> <li>雇用の種類別、男女別の総正社員数</li> <li>従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力</li> <li>地域別、男女別の総労働力</li> <li>組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か</li> <li>雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）</li> </ul>	P131（人材関連データ）	
	G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	P131（人材関連データ）	
	G4-12	組織のサプライチェーン	P126（JR東日本グループ事業概要）	
	G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実	該当なし	
	外部イニシアティブへのコミットメント			
	G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P17（安全綱領） P35～41（自然災害に対する備え）	
	G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示	P2（目次）	
	G4-16	団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス組織において役職を有しているもの</li> <li>プロジェクトまたは委員会に参加しているもの</li> <li>通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの</li> <li>会員資格を戦略的なものとして捉えているもの</li> </ul>	P75（国際機関を通じた世界への貢献）	
	特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
	G4-17	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示</li> <li>組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか</li> </ul>	P3（対象範囲） P127（グループ会社一覧）	
G4-18	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス</li> <li>組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか</li> </ul>	P12（JR東日本グループのマテリアリティとCSR重点活動）		
G4-19	報告内容を確定するためのプロセスで特定された全ての重要な側面	P13（JR東日本グループのマテリアリティとCSR重点活動）		

一般標準開示項目	G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該側面が組織内でマテリアルであるか否か</li> <li>・当該側面が、組織内のすべての事業体（G4-17による）にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、</li> <li>－ G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧</li> </ul> </li> <li>・組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項</li> </ul>	P13（JR東日本グループのマテリアリティとCSR重点活動）
	G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該側面が組織外でマテリアルであるか否か</li> <li>・当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述</li> <li>・組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項</li> </ul>	P13（JR東日本グループのマテリアリティとCSR重点活動）
	G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	該当なし
	G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	該当なし
	ステークホルダー・エンゲージメント		
	G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	P15（JR東日本グループのステークホルダーについて）
	G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	P15（JR東日本グループのステークホルダーについて）
	G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か	P15（JR東日本グループのステークホルダーについて）
	G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	P15（JR東日本グループのステークホルダーについて）
	報告書のプロフィール		
	G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	P3（対象期間）
	G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）	（裏表紙）
	G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）	（裏表紙）
	G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口	（裏表紙）
	GRI内容索引		
	G4-32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織が選択した「準拠」のオプション</li> <li>・選択したオプションのGRI内容索引</li> <li>・報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報（GRIでは外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない）。</li> </ul>	P3（編集方針） P122（第三者保証報告書） P10,11,14（GRIガイドライン（G4）対照表）
	保証		
	G4-33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の外部保証添付に関する組織の方針および現在の実務慣行</li> <li>・サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合、外部保証の範囲および基準</li> <li>・組織と保証の提供者の関係</li> <li>・最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か</li> </ul>	P122（第三者保証報告書）
	ガバナンス		
	G4-34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）・経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定</li> </ul>	P24（安全推進委員会） P115（環境マネジメント体制） P117,118（CSRマネジメント）
倫理と誠実性			
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	P3（グループ理念、行動指針） P119（コンプライアンス）	